

2007年11月7日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長

竹内 功 様

鳥取県社会保障推進協議会

会長 藤田 安

鳥取市栄町401 本通ビル2F

鳥取県民主医療機関連合会内

Tel. 0857-29-3598



後期高齢者医療制度実施にあたっての要請書

住民のくらし向上のため、日々尽力されている貴職に、心から敬意を表します。

さて、2008年4月から始まる「後期高齢者医療制度」の実施に向けて、準備を進めておられることと思います。しかし、新たな制度には、多くの問題点が指摘されています。

家族に扶養されている人を含め、鳥取県では75歳以上のすべての後期高齢者から年額平均78,744円の保険料を徴収されるという試算が出されています。保険料は年金からの天引きなどにより、死ぬまで払うことになり、高齢者からはもうこれ以上の負担はできないと悲鳴が上がっています。また、いままで老人医療の対象者は、「資格証明書発行の対象ではない」とされてきましたが、新制度では保険料の滞納者には資格証明書が発行されます。高齢者の収入は主に年金のみであり、しかも多くの高齢者は複数の疾患を抱えています。資格証明書の発行は命綱を絶つに等しい仕打ちといえます。

そもそも後期高齢者医療制度は、「医療費抑制ありき」の制度であり、将来後期高齢者の医療費が2倍近くに増えることが予想される中で、保険料を上げるか、医療サービスの水準を下げるか、どちらかの方向に進まざるを得ない制度であり、年齢を区切って差別医療を持ち込む制度です。

「この先どうなるか不安」「中身が知りたい」「高齢者の意見を言う場が欲しい」など住民から不安や要望も聞かれています。制度をより良いものにするために、また、高齢者の生活実態や経済状況を踏まえた制度となるよう以下の項目について要請します。

【要請項目】

- 1、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- 2、「資格証明書」を発行しないでください。
- 3、保険料・医療費の減免制度を独自に作ってください。
- 4、健診は、今までどおり希望者全員が受けられるようにしてください。
- 5、高齢者の意見を反映できる仕組みを作ってください。

以上